

都道府県・ 政令指定都市名	05 横浜市
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	政策局男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	横浜市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日・根 拠	昭和58年12月24日 根拠: 横浜市男女共同参画推進会議規程
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	横浜市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成13年6月1日
構 成 員 員	17 人 (女性 9 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月
名 称	第4次横浜市男女共同参画行動計画
改定・見直しの予定時期	平成33年4月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	横浜市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年3月28日
	施 行 日	平成13年4月1日
	最 終 改 正 日	平成23年12月1日
	改 正 内 容	本市附属機関の見直しに伴う一部改訂
改訂が予定されている場合、改訂予定時期: 平成 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成29年4月1日
目 標 値	平成	32	年度まで	50 %	平成	年度まで
根 拠	第4次横浜市男女共同参画行動計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲						
地方自治法第138条の4第3項により設置されるもの(休止中及び委員未委嘱の審議会等は対象外とする)						
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 228 )	うち女性委員を含む審議会等数( 227 )	延総委員等数( 2,739 )	延女性委員等数( 1,114 )
女性比率( 40.7 )						
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 257 )	うち女性委員を含む審議会等数( 254 )	延総委員等数( 2,978 )	延女性委員等数( 1,217 )
女性比率( 40.9 )						
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 20 )	うち女性委員を含む審議会等数( 20 )	延総委員等数( 1,234 )	延女性委員等数( 456 )
女性比率( 37.0 )						
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 6 )	うち女性委員を含む審議会等数( 6 )	延総委員等数( 170 )	延女性委員等数( 19 )
女性比率( 11.2 )						
目標値以外の目標設定						
女性割合40%未満の附属機関数を0機関とする。(委員数3人以上)						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿がある場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)		1		
		そ の 他 ( 事前協議の実施、一斉改選を控えた附属機関所管課への通知、民間の人材情報データベース利用 )				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:							
		女性管理職の内訳										
		管理職総数			女性管理職の内訳							
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長相当職	次長相当職	課長相当職					
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	(人)	(人)					
					うち女性数(D)	女性比率	うち女性数(F)					
					(E)		(G)					
							うち女性数(H)					
							女性比率					
本庁	計	1,096	162	14.8	323	31	9.6	773	131	16.9		
	うち一般行政職	709	82	11.6	191	12	6.3		518	70	13.5	
支庁・地方事務所等	計	437	88	20.1	98	14	14.3		339	74	21.8	
	うち一般行政職	324	59	18.2	82	10	12.2		242	49	20.2	
全体	計	1,533	250	16.3	421	45	10.7	0	0	1112	205	18.4
	うち一般行政職	1,033	141	13.6	273	22	8.1	0	0	760	119	15.7
再掲	警察関係	0	0									
	教育委員会	85	10	11.8	14	1	7.1			71	9	12.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for survey date (1:平成30年4月1日, 3:その他), position (課長補佐相当職, 係長相当職), and gender statistics (うち女性数, 女性比率).

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing new promotion statistics by position (課長補佐, 係長相当職) and gender (うち女性数, 女性比率).

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion considerations: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of examinees for promotion and grade advancement exams (全受験者数, 女性受験者数, 女性受験率).

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing female public employee recruitment statistics: 総数, うち女性数, 女性比率.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details of the comprehensive facility for gender equality: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業.

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画センター横浜南		愛称・通称	フォーラム南太田	
設置年月日	平成17年4月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：232-0006 住 所：横浜市南区南太田1-7-20 電話番号：045-714-5911 FAX番号：045-714-5912 ホームページ： <a href="http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-minami/">http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-minami/</a>				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名： ) ) 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) ) その他( ) ) 2. 事業運営 直営(担当部局名： ) ) 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) ) その他( ) )				
職 員 数	常勤	4 人、	非常勤	3 人	予算額 平成30年度 95,264 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項： 女性支援等に関する情報、周辺地域の情報の発信、企業等への講師派遣 ) ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援、くらしと表現支援、女性の視点に立った防災関連 ) ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項： 心とからだと生き方の総合相談(個別相談、自助グループ相談) ) ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料・視聴覚資料等の収集、貸出 ) ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： ) ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 秋のフォーラム南太田まつり(市民グループと協働) ) ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企画公募事業(市民グループやNPO法人との協働事業) ) ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項： 若年無業女性就労体験修了者追跡調査、シニア女性が担い手となる地域の安心・安全事業開発検討会およびモデル事業実施、「シングル女性の貧困—非正規職女性の仕事・暮らしと社会的支援」の執筆 ) ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： ) )				

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	男女共同参画センター横浜北		愛称・通称	アートフォーラムあざみ野	
設置年月日	平成17年10月29日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：225-0012 住 所：横浜市青葉区あざみ野南1-17-3 電話番号：045-910-5700 FAX番号：045-910-5755 ホームページ： <a href="http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-kita/">http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-kita/</a>				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名： ) ) 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) ) その他( ) ) 2. 事業運営 直営(担当部局名： ) ) 指定管理者(名称：公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ) ) その他( ) )				
職 員 数	常勤	5 人、	非常勤	6 人	予算額 平成30年度 547,230 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項： 女性支援等に関する情報、周辺地域の情報の発信、企業等への講師派遣 ) ) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援、くらしと表現支援、女性の視点に立った防災関連 ) ) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項： 心とからだと生き方の総合相談(個別相談、自助グループ相談) ) ) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書資料・視聴覚資料等の収集、貸出 ) ) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： ) ) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： 秋のアートフォーラムフェスティバル(市民グループと協働) ) ) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企画公募事業(市民グループやNPO法人との協働事業) ) ) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) ) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項： 働く女性のための「よこはま女性のリーダー・シッププログラム」、「女性社員の活躍を後押しできる管理職育成セミナー」の開催 ) ) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： ) )				

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会		基金・基本財産額	30,000	千円
設置年月日	昭和62年10月1日	出資者	横浜市		

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-1 名称等: 横浜市女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数	30
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	30000
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 { 内容: 各種専門委員会の設置、チャリティ芸能大会、各種講座への参加、女性の意識調査等 }		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市町村職員研修会の開催 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : } 7. その他 { 内 容 : }
--

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施  
 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ  
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣  
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施  
 2. 研修受講職員の男女比を配慮  
 3. その他 { 内容: ・部分休業等を取得している職員に配慮し、研修時間を早めるなどの対応を一部している。・若手職員を対象としたライフイベントを踏まえたキャリア研修を実施 }

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	664,147	653,869	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.04 %	0.038 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	113,000	男女共同参画センター横浜南ESCO事業

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			○	○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	よこはまグッドバランス賞
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	よこはまグッドバランス賞、横浜市男女共同参画貢献表彰

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	横浜市女性活躍推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	横浜市男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 )			

## 問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 横浜女性ネットワーク会議  ・ 暴力防止キャンペーン ・ 若者向け暴力予防啓発 ・ 働き方改革セミナー  ・ 男女共同参画センター指定管理業務	働く女性のキャリア形成及びネットワーク形成を支援するための会議(講演及び分科会)及びサテライト講座を開催 女性に対する暴力防止の啓発、相談窓口広報 デートDV防止のための啓発を実施 企業経営者及び人事担当者向けの働き方改革に関するセミナーを開催 広報啓発誌「フォーラム通信」の発行(年3回)、若年女性支援事業・働く女性のロールモデル情報・非正規職で働くシングル女性向け事業等の広報WEBサイトの管理、ソーシャルメディア(Twitter、Facebook)を活用した情報発信	400人程度    150人程度	11月3日 (土・祝) 随時 随時 5月15日 (水) 通年
2. 表彰 ・ 横浜市男女共同参画貢献表彰  ・ よこはまグッドバランス賞(認定)	男女共同参画社会の実現に貢献し、模範となる取組をしてきた個人又は団体を表彰 女性の能力を活かし、男女ともに働きやすい職場作りを積極的に進める市内中小事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定		1月～3月 12月(認定)、1月(認定式)
3. 講座 ・ 男女共同参画に関する防災講座  ・ 男女共同参画センター指定管理業務	一般市民や地域防災担当者等に向けて、男女共同参画の視点を入れた防災講座を実施 女性の就業支援、ワーク・ライフ・バランス支援、心とからだのセルフケア、女性への暴力防止と被害者支援、くらしと表現支援		年3回(8月、12月、2月) 随時
4. 相談事業 ・ 男女共同参画センター指定管理業務	心とからだと生き方の総合相談(個別相談、グループ相談、自助グループ支援、男性のための電話相談)、DV相談		通年
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画センター指定管理業務	図書資料、視聴覚資料等の収集・貸出		通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画センター指定管理業務	施策に関する苦情処理		随時
7. 交流促進 ・ 地域ダイバーシティin横浜 ・ 男女共同参画センター指定管理業務	横浜市及び市内に拠点を置く企業等による異業種交流会を開催 秋のフォーラムまつり等(市民グループと協働)	15社	年4回 9月、10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 横浜市女性活躍推進協議会  ・ 地域限定主婦層就労支援事業  ・ ヨコハマみらいスタイルラボ  ・ 男女共同参画センター指定管理業務	女性活躍推進に関する団体間の情報共有、課題解決に向けた具体的検討及び広報・PR等を実施する。 金沢臨海部の企業と、シーサイド地区周辺の主婦層との交流会を開催し、「職住近接」の働き方による雇用創出モデルを検討 女性活躍推進に取り組む企業と連携し、女性が抱える社会課題の解決や男性の家事・育児参画促進等に向けた取組を行う。 企画公募事業(市民グループやNPO法人との協働事業)		随時 通年 随時 随時
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 男女共同参画に関する国際的な協調と活動への支援	国・経済界の動向や国際的な女性活躍推進の機運をとらえて、国際的な連携を図るため、APEC「女性と経済フォーラム」等国際会議に参加し、支援施策に関する情報交換及びトップによる発信を実施		随時
10. 調査研究 ・ 男女共同参画年次報告書の作成・公表 ・ 男女共同参画に関する市民意識調査  ・ 男女共同参画センター指定管理業務	男女共同参画に関する施策の推進状況を調査・公表 市民の男女共同参画の現状を把握し、男女共同参画行動計画の策定や進捗管理を行うための参考資料とする。 女性起業家たまご塾修了者の追跡調査の実施、若年無業女性の就労支援事業の調査と外国人女性向け事業の検討、政治分野における男女共同参画の課題への取組、学生等若年層向けアウトリーチ事業		随時 5月 随時
11. その他 ・			

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	横浜市会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	1		
	その他の内容を具体的に定めた申し合わせ等は存在しないが、親族の葬儀等、やむを得ない事由で欠席した事例がある。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	横浜市会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出)第2条 議員は、疾病、出産その他の事由より出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届け出なければならない。 (欠席の届出)第67条 委員は、疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1

調査時点コード:  1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ( )

## 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	62	13	21.0	
	市町村防災会議(委員のみ)	61	12	19.7	
	2 民生委員推薦会	9	3	33.3	
	3 国民健康保険運営協議会	23	10	43.5	
	4 地方社会福祉審議会	22	8	36.4	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	24	11	45.8	
	7 公害健康被害認定審査会	10	2	20.0	
×	8 損害評価会				
	9 地方港湾審議会	29	5	17.2	
	10 土地区画整理審議会	30	6	20.0	横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理審議会・横浜国際港都建設事業金沢八景駅東口地区土地区画整理審議会・横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会
	11 建築審査会	7	2	28.6	
	12 開発審査会	7	2	28.6	
	13 介護認定審査会	721	296	41.1	
	14 精神医療審査会	30	7	23.3	
	15 市町村国民保護協議会	61	10	16.4	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	横浜市公立大学法人評価委員会
	17 感染症診査協議会	24	8	33.3	
	18 市町村都市計画審議会	26	7	26.9	
	19 市街地再開発審査会				横浜市戸塚駅西口第1地区市街地再開発審査会(現員なし)
	20 障害程度区分認定審査会	112	49	43.8	横浜市障害支援区分認定審査会(根拠法が同じ)
	21 児童福祉審議会	22	10	45.5	
	22 行政不服審査会	3	2	66.7	
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	1,234	456	37.0	
	女性委員0の審議会数	0			

## 2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	76	4	5.3	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	農業委員会	62	1	1.6	
6	固定資産評価審査委員会	18	9	50.0	
	合 計	170	19	11.2	
	女性委員0の委員会数	0			